

就学援助制度のご案内

1 制度の目的

喜界町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には、学用品費・通学用品費等を援助しています。

※ 学校給食費は、令和4年度から無償化となりましたので、援助はありません。

※ 生活保護を受給されている世帯や、特別支援教育就学奨励費を受給する児童生徒は、対象となりません。

2 申請について

すべての方から就学援助申請の意思確認をしておりますので、申請されない方も別紙の「就学援助申請意思確認書」を提出してください。（入学前支給ですすでに結果の通知を受けている児童生徒については、提出不要です。）援助を申請する方は、「就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）」、「通帳の写し（口座番号が記載されているページの写し）」を併せて提出してください。なお、援助を申請する方で、令和 年1月1日時点で喜界町に住民登録がない方は、住民登録地における所得課税証明書を提出する必要があります。

本紙裏面に「就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）」の記入例を記載してあります。

お子様が就学する学校で指定される期日までに提出してください。

3 就学援助を受けることができる方

喜界町内に住所を有し、町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方です。内縁や事実婚である者、単身赴任や同居の世帯分離についても、世帯に含めて判定します。

- (1) 生活保護が停止または廃止になった
- (2) 市町村民税が非課税、または、均等割のみの世帯（所得割が課せられていない世帯）
- (3) 個人の事業税が減免されている
- (4) 固定資産税が減免されている
- (5) 国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険税が減免または徴収猶予されている
- (6) 児童扶養手当を受給している
- (7) 新たに生活福祉資金の貸付を受けた
- (8) 職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者である
- (9) 上記に該当しないが、経済的に困難または特別な事情がある

4 就学援助の内容

就学援助の支給額は、文部科学省が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価としています。下表の金額は、令和4年度の予算単価です。

支給内容	支給金額				支給予定時期
	小学校		中学校		
学用品費	学 年	1～6年生	学 年	1～3年生	7月頃から随時
	支給額	11,630円	支給額	22,730円	
通学用品費	学 年	2～6年生	学 年	2～3年生	7月頃から随時
	支給額	2,270円	支給額	2,270円	
新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生が対象)	学 年	1年生のみ	学 年	1年生のみ	入学前の3月下旬頃から
	支給額	54,060円	支給額	60,000円	
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	掛金を免除し、喜界町が日本スポーツ振興センターに支払				

(別紙)

就学援助申請意思確認書

私は、令和 年度就学援助について

- 1 申請します 2 申請しません ※ 該当する番号を丸で囲んでください。

「1 申請します」を選択された方が学校に提出する書類
① 就学援助申請意思確認書
② 就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）
③ 通帳の写し（口座番号が記載されているページの写し）
④ 令和 年度所得課税証明書（令和 年1月1日時点の住民登録地が喜界町以外の方）
「2 申請しません」を選択された方が学校に提出する書類
① 就学援助申請意思確認書

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

学 校 名 _____ 学校

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

学年 _____ 児童生徒名

[留意事項]

- 1 兄弟姉妹がそれぞれ小学校・中学校に就学している世帯は、それぞれの学校に提出してください。
- 2 兄弟姉妹が同じ学校に就学している世帯の提出資料は、各1部になります。
- 3 学校への提出期限は、令和 年 月 日（ ）です。